広島県情報公開・個人情報保護審査会(諮問(情)第313号)

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成19年10月28日、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号)第6条の規定により、実施機関に対し、広島県東広島地域事務所(竹原支局を除く。)が管轄している砂防指定地内河川(以下「砂防河川」という。)の全てについて、その「砂防設備概要図」に「BOXカルバート」と表示されている地点(以下「本件地点」という。)に関する次の(1)及び(2)に掲げる文書の開示の請求(以下「本件請求」という。)をした。

- (1) 「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準」の「暗渠」の項目に明記されている「止むを得ず使用する場合には、下図の基準に基づき管理部分を付加するものとする。」という条件に従って、本件地点をBOXカルバートにしたことがやむを得なかった理由が記載されている文書(以下「本件請求文書1」という。)及び本件地点のBOXカルバートに付加した管理部分の状況(幅や高さの数値を含む。)について記載されている文書(以下「本件請求文書2」という。)
- (2) 現実にはBOXカルバート方式を採用しているにもかかわらず、砂防設備概要図に記載していない場合は、その記載していない理由が分かる文書(以下「本件請求文書3」といい、本件請求文書1及び本件請求文書3を「本件請求文書」と総称する。)

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書については、作成若しくは取得していない、又は保存年限満了により廃棄したため、不存在であること理由に不開示とした決定(以下本件請求文書1に係る決定を「本件処分1」と、本件請求文書3に係る決定を「本件処分2」といい、本件処分1及び本件処分2を「本件処分」と総称する。)を行い、本件請求文書2については、1件の砂防指定地内砂防設備占用(制限行為)許可(以下「占用等許可」という。)申請書(以下「別件開示文書」という。)を対象文書として特定の上、行政文書開示決定を行い、それぞれ平成19年11月12日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年11月18日、本件処分を不服として、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの)第6条の規 定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が,異議申立書及び意見書で主張している本件異議申立ての理由は, おおむね次のとおりである。

本件処分は、行政文書開示請求書で請求した内容の文書を隠匿する目的で強行された不当な処分である。

実施機関は、本件処分において、本件請求文書の一部については「作成又は取得していない」及び「保存年限満了による廃棄」という虚偽の理由をもって隠匿しようと画策したものであり、BOXカルバートにしたことがやむを得なかった理由及び現存するBOXカルバートを砂防設備概要図に記載していない理由を闇に葬り去ろうとするものという疑義がある。

11渓流15か所存在したうち、BOXカルバートの占用許可申請書及び当該申請 に対する許可審査に係る起案文書を検索したところ、2渓流2か所あり、管理部 分を付加しているものは1か所だけであったとの実施機関による説明は、砂防行 政における裁量権の濫用の事実を自らが証明したものである。

「BOXカルバート方式」を選択することは極めて例外的な取扱いであるにもかかわらず、当該方式にした根拠そのものを隠匿したことに抗議するとともに、開示請求の対象とした当該方式にしたことがやむを得なかった理由について記載されている文書及び砂防設備概要図に記載していない理由が分かる文書を適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のと おりである。

本件請求は、本件地点に係るものに限定されている。

まず,「砂防設備概要図」を検索した結果,「砂防設備概要図」とは,平成18年1月及び平成19年1月の当事務所が作成した砂防設備台帳補助資料の中の砂防設備概要図(以下「本件概要図」という。)であると考えられるため,これを特定した。

次に、本件概要図の中で「BOXカルバート」と表示されている箇所を探索した結果、11渓流15か所存在した。

基本的にBOXカルバートは占用等許可を受けた占用物件であるため、上記の該当箇所について占用許可しているBOXカルバートの占用等許可申請書及び当該申請に対する許可審査に係る起案文書を検索したところ、2渓流2か所あったが、管理部分を付加しているものは1か所だけであった。

この箇所について「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準」の「暗渠」の項目に明記されている「止むを得ず使用する場合には、下図の基準に基づき管

理部分を付加するものとする。」という条件に従って、本件地点をBOXカルバートにしたことがやむを得なかった理由について記載されている文書を検索したが存在しない。

実施機関が実施した砂防設備工事において補償工事としてBOXカルバートを施工したケースも考えられるため、当該箇所の工事関係書類を検索したが、文書の保存年限満了による廃棄のため存在しない。

なお、現実にはBOXカルバート方式を採用しているにもかかわらず、砂防設備概要図に記載していない場合の記載していない理由が分かる文書については、砂防設備概要図の作成に当たり、このような文書を作成することにはなっていないため、保有していない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、竹原支局を除く東広島地域事務所が管轄する地域の砂防河川について、砂防設備の管理のために作成される「砂防設備概要図」に「BOXカルバート」と記載されている本件地点に関して、当該地点に設置されているBOXカルバートに係る本件請求文書1及び本件請求文書2の開示を、実際にはBOXカルバートが存在しているにもかかわらず、砂防設備概要図に記載されていない場合には、本件請求文書3の開示を求めるものである。

実施機関は,本件請求文書を作成若しくは取得していない,又は保存年限満了 により廃棄したため,不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対して異議申立人は、本件処分は、実施機関が、本件請求文書の一部について「作成又は取得していない」、「保存年限満了による廃棄」という虚偽の理由をもって隠匿しようと画策しているものであると主張していることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分1について

本件処分1に関して、当審査会による次のアからオまでの確認事項に対する 実施機関の回答内容は、次のとおりである。

ア 砂防設備概要図に記載されているBOXカルバートについて

砂防設備とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条の規定により砂防指定地において治水上砂防の為施設するものをいうとされており、本県における砂防設備とは、実施機関が設置した治水砂防のための設備・施設をさす。そして、砂防設備概要図とは、実施機関が定める「砂防設備台帳作成要領」に基づいて作成する図面であり、この概要図1枚で、砂防河川内の砂防設備の位置、主要諸元、設備状況等の全体像が把握できるようにするものである。砂防設備概要図の作成に当たっては、現地調査も行うこととされていることから、砂防設備概要図作成業務の受託業者による現地調査の結果、対象の砂防河川にBOXカルバートが存在する場合、受託業者によって砂防設備台帳

に記載されていないBOXカルバートが当該概要図に記載されることがある。 イ 本件概要図に記載された11渓流15か所のBOXカルバートについて

上記アのとおり、砂防設備とは、治水砂防のための設備・施設をさすが、砂防河川については、開渠での管理が原則であり、暗渠となるBOXカルバートは例外的な設備といえ、本件概要図に記載された11渓流15か所のBOXカルバートは、基本的には地形・地質等の諸条件によりやむを得ず設置された砂防設備以外の施設・設備である。

この砂防設備以外のBOXカルバートとしては、占用等許可を受けているBOXカルバート(以下「占用等BOXカルバート」という。)、実施機関が補償工事(砂防河川の改修等を行う際、既設の橋梁等を付け替えする工事をいう。)で設置したBOXカルバート(以下「補償BOXカルバート」という。)、実施機関、市町の道路整備担当部署が県道、市町道として設置したBOXカルバート(以下「県道等BOXカルバート」という。)及び砂防指定地として指定される前から設置されていたBOXカルバート(以下「指定前BOXカルバート」という。)が存在すると考えられる。

ウ 占用等BOXカルバートに係る文書について

本件請求の対象となる文書の特定に当たり、本件地点に係るBOXカルバートのうち、2渓流2か所の占用等BOXカルバートについては、その占用等許可に係る占用等許可申請書及び当該申請に対する許可審査に係る起案文書を検索し、別件開示文書にBOXカルバートに付加された管理部分の状況が記載されていたことから、これを本件請求文書2に該当する文書として特定し、開示したものである。

しかしながら、2か所の占用等許可BOXカルバートの占用等許可申請書には、当該地点をBOXカルバートにしたことがやむを得なかった理由は記載されていないことから、本件請求文書1には該当しない。

エ 占用等許可申請書にBOXカルバートにしたことがやむを得なかった理由 が記載されていないことについて

上記イで述べたとおり、砂防河川に設置されたBOXカルバートは例外的な設備であるから、設置することとした理由について、文書に残しておく可能性もあるが、BOXカルバートのような大きな構造物を設置し、その後占用しようとする場合、その設置・占用の主体は市町等の公共的団体であることが多く、設置しようとする構造物の種類、設置の際の工法等について、砂防河川の管理における技術担当部署と申請前に協議の上、諸条件の下、BOXカルバートとすることがやむを得ないことについて、砂防河川管理者側の了解が得られていることを前提として提出されていることがほとんどであるから、改めて占用等許可申請書に「BOXカルバートとすることがやむを得ない理由」を記載しなかったものと考えられる。

そして、当時、これらの事前協議について記録を残すことは少なく、本件 地点に係るBOXカルバートのうち、占用等許可を受けている2か所のBO Xカルバートについても、そのような記録は残されていない。 オ 補償BOXカルバート、県道等BOXカルバート及び指定前BOXカルバートに係る文書について

(ア) 補償BOXカルバートについて

補償BOXカルバートについては、本来、設置後の所有者となる者は占用等許可を受ける必要があるが、本件請求の対象となる地域の補償BOXカルバートが設置されたと考えられる平成14年以前は、広島県砂防指定地管理規則(昭和46年広島県規則第3号。以下「管理規則」という。)により砂防指定地の管理を行っていたが、管理規則には占用許可に係る許可期間の定めがなかったため、更新という概念がなく、申請手続きが省略されてしまったものと思われる。なお、広島県砂防指定地管理条例(平成14年広島県条例第47号)においても、管理規則で許可した物件については、当該施設の存する日まで設置を認めており、改めて占用許可を取るような指導は行っておらず、また、補償工事では、設置されていた設備と同等の設備で補償するため、そもそもBOXカルバートの選定理由について検討することはないから、本件請求文書1に該当する文書は保有していない。

(イ) 県道等BOXカルバートについて

県道等BOXカルバートについては、県道の場合、当時は道路管理者としての地域事務所長が、砂防河川管理者としての地域事務所長の許可を得ることなく施工している例が多く、本件地点に係るBOXカルバートのうち県道として設置されたBOXカルバートについても占用等許可申請書は提出されていない。また、当該BOXカルバートの工事関係書類には、BOXカルバートとした理由が記載されている可能性もあるが、工事関係書類の保存年限は5年であり、開示請求時点で保存年限内の文書は存在しなかった。一方、市町道の場合は、上記(ア)と同様、市町がBOXカルバートを設置した際、更新を必要としない占用申請手続きが省略されてしまったものと思われる。

(ウ) 指定前BOXカルバートについて

指定前BOXカルバートについては、砂防指定地として指定される前に 設置されていた設備は、改修等を行うまでは、特に占用等許可に係る書類 等を砂防河川管理者に提出する必要はないところ、開示請求時点までに改 修等を行ったBOXカルバートはなく、指定前BOXカルバートに係る文 書は保有していない。

以上の実施機関の回答内容を踏まえると、砂防設備概要図には、11渓流15か所のBOXカルバートの記載があるが、これらは全て砂防設備ではないこと、15か所のBOXカルバートのうち、2か所は占用等BOXカルバートであり、残り13か所については、その内訳は不明であるものの、補償BOXカルバート、県道等BOXカルバート、指定前BOXカルバートのいずれかであると認められる。

当審査会において、2か所の占用等BOXカルバートの占用等許可申請書を 見分したところ、当該箇所をBOXカルバートにしたことがやむを得なかった 理由は記載されていないことを確認し、また、残り13か所のBOXカルバートについても、BOXカルバートにしたことがやむを得なかった理由が記載された文書が存在しないことについて、実施機関の説明に特に不自然な点は認められないから、実施機関が、本件請求文書1に該当する文書を作成若しくは取得していない、又は保存年限満了により廃棄したとして、不存在を理由とする本件処分1を行ったことは妥当である。

(2) 本件処分2について

当審査会において、実施機関に対し、現実にはBOXカルバート方式を採用しているにもかかわらず、砂防設備概要図に記載されていない場合について確認したところ、上記(1)アで述べたとおり、砂防設備台帳に記載されていない、すなわち砂防設備ではないBOXカルバートが砂防設備概要図に記載されることがあり、それらは、上記(1)イで述べたとおり、占用等許可BOXカルバート、補償BOXカルバート、県道等BOXカルバート及び指定前BOXカルバートが考えられるが、砂防設備を管理するために作成する砂防設備概要図に、砂防設備ではないBOXカルバートが記載されていないことについて、その理由を特に整理する必要はないということであった。

この実施機関の説明に不合理な点は認められないから、実施機関が、本件請求文書3に該当する文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする本件処分2を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20. 5. 27	・諮問を受けた。
20. 6. 11	・実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 7. 4	・実施機関から理由説明書を収受した。
20. 7. 23	・異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・異議申立人に意見書の提出を要求した。
21. 6. 30	・異議申立人から意見書を収受した。
30. 12. 21 (平成30年度第9回第1部会)	・諮問の審議を行った。
31. 1. 28 (平成30年度第10回第1部会)	・諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員(五十音順)

井 上 嘉 仁 (部会長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横山美栄子	広島大学教授